

2010年3月8日

可搬型階段昇降機安全指導員 各位

可搬型階段昇降機安全推進連絡会

代表幹事 児玉 義弘

可搬型階段昇降機の事故報告および事故防止のための注意事項について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さてご承知の通り、当連絡会会員各社が取り扱っております可搬型階段昇降機が、厚生労働省より介護保険貸与品目（階段移動用リフト、車いす付属品）として有益であるとの判断により、福祉用具としては初めて、貸与事業者への講習等を条件に2009年4月より新品目として認められました。

これを受けて、2009年6月より（財）テクノエイド協会と当連絡会会員各社が共同して、貸与事業者向けに、「可搬型階段昇降機安全指導員講習会」を実施して参りました。

しかしこれまで、リフトアップ式の可搬型階段昇降機において下記のとおり3件の前方への転倒・転落事故が発生しました。これらの事故の主な原因は、角度の立てすぎによりバランスを崩したことによるものですが、何れも操作指導を受けて資格を取得されたヘルパーさんが操作されております。

つきましては、下記に記載した事故発生要因と事故防止のために注意すべき点について、ご一読のうえ、周知徹底していただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 事故内容

ケース1 . 日時：2009年7月8日発生

状況：担当ヘルパーが操作（操作トレーニング受講約2週間後初めて操作）。市営住宅階段で2階から3階へ上がる途中バランスを崩し転落

被害：搭乗者は頭部・右半身の打撲と右親指の切傷。操作者はケガ等なし

要因：トレーニング受講後初めての操作であり、不慣れなためバランスを崩した。

ケース2 . 日時：2009年12月16日発生

状況：担当ヘルパーが操作（操作トレーニング受講1年4ヶ月後）。市営団地階段で1階から2階へ上がる途中4段目でバランスを崩し転落

被害：搭乗者は額の打撲と擦り傷、操作者も頭部打撲と左膝を捻挫

要因：同団地居住者が降りてきたため、操作者が「昇降中です」と声をかけたが、聞こえずそのまま降りようとしたためその動きに操作者が気を取られて慌ててしまいバランスを崩した。

ケース3 . 日時：2010年1月16日発生

状況：担当ヘルパーが操作（操作トレーニング受講後3ヶ月）。団地階段で1階から2階へ上がる途中3段目で、1階フロアへ転落。その後、同ヘルパーは再トレーニングを受け利用を継続

被害：搭乗者は全治1ヶ月の打撲。操作者はケガ等なし

要因：操作者がタイヤを階段のへりに十分引き付けずに昇り操作を行ったため前方へバランスを崩した。

2 . 事故発生要因

これらの事故の発生要因として以下のようなことが考えられます。

普段使用する機会が少なく操作に慣れていなかった。（ケース1、ケース3）

操作には慣れていたが、他の事に気をとられて慌ててしまった。（ケース2）

3 . 事故防止のための注意事項

前述のとおり、3件ともヘルパーさんが操作されていたケースで事故が発生しています。

つきましては、ヘルパーさんにご指導される場合（既に貸与している場合も含む）事故防止の観点から、以下の点に留意していただくよう周知徹底願います。

普段使用する機会が少なく操作に慣れていない場合などは、事前に操作練習を行ってからご利用者の介助を行う。

団地、アパート、マンション等の集合住宅では、階段幅が狭くなるため、他の人が接近して来た場合、昇降を一時中断するなど安全に心がける。

なお、安全指導員の皆様が自信を持って指導していただくことが重要です。指導を行うのにまだ自信がない、或いは知識が不足しているなど、不安がある場合はメーカーに問い合わせて補講を受けて頂くことも必要かと考えます。

当該可搬型階段昇降機を利用することにより、ご利用者の外出・自立支援、そして介護者の負担軽減・腰痛防止などに役立つものと考えます。そのためには安全への注意が最も大切であり、当連絡会におきましても事故情報の開示、注意喚起などを行って参りますので皆様方のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上